

確定申告のお知らせ

山口県

県税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、貴社の今期分の法人県民税・事業税、地方法人特別税の確定申告期限が近づいてきました。同封した申告書に所定の事項を御記入のうえ、期限までに申告納付されるようお知らせします。なお、申告期限は事業年度終了の日から2月以内です。

- ▼ 期限までに申告納付されないときは、不申告加算金や延滞金が徴収されます。
- ▼ 赤字決算の場合でも申告が必要です。

申告に必要な各種様式、届出書とその記載要領は、山口県のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。(ダウンロードの方法については、別紙をご覧ください。)

◎法人県民税の税率
(均等割)

法人の区分		均等割額	やまぐち森林づくり県税	(年額) 納付額
・資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの ・公共法人及び公益法人等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・人格のない社団等 ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		20,000円	1,000円	21,000円
資本金等の額を有する法人	資本金等の額 1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	資本金等の額 1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	資本金等の額 10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	資本金等の額 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

※表中の用語については以下のとおりです。

資本金等の額…法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条17号の2に規定する連結個別資本金等の額、保険業法に規定する相互会社の場合は純資産の額

公共法人…法人税法第2条第5号に規定する公共法人

公益法人等…地方税法第24条第5項に規定する公益法人等

(公共法人及び公益法人のうち、地方税法で非課税となるものは除きます。また、独立行政法人で収益事業を行うものは、資本金等の額に応じて均等割が課されます。)

人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

※ 荒廃が深刻化している森林を適正に維持・管理するため、「やまぐち森林づくり県民税」を導入し、平成17年4月1日以後に開始する事業年度分から県民税均等割額に加算して納めていただいています。

〈法人税割〉

区 分	税 率
(イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (ロ) 保険業法に規定する相互会社 (ハ) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの又は人格のない社団等で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(分割法人については、分割前の額)が年1,000万円を超えるもの(この場合、事業年度が1年に満たない法人等に対する法人税割の課税標準となる法人税額については「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除した金額」とする。)	5.8%
(二) 解散による清算所得に対する法人税額に係るもの(ホ)の法人の清算中の事業年度分に係るものを除く。)	
(ホ) (イ)～(ハ)以外の法人(各事業年度分の法人税割及び清算中の事業年度分の法人税割に限る。)	5%

※ 連結申告法人については、事業年度(清算中の事業年度を除く)を連結事業年度と、法人税額を個別帰属法人税額と読み替えてください。

◎法人事業税の税率

地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税の税率が引き下げられました。

法人の種類	所得等の区分		税率
外形標準課税法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ※	2.9%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	2.9%
	付加価値割	付加価値額	0.48%
普通法人 (外形標準課税法人を除く)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 ※	5.3%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	5.3%
	資本割	資本金等の額	0.2%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 ※	3.6%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得の金額	3.6%
		電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割

※平成20年10月1日以後の解散による清算所得に対して適用されます。

◎地方法人特別税の税率、税額の計算方法

法人の種類	課税標準	税率	税額の計算方法
外形標準課税法人	所得割の税額 ※付加価値割及び資本割の税額は対象外	148%	課税標準×税率 ＝地方法人特別税額 (税額は百円未満切り捨て)
普通法人(外形標準課税法人を除く) 特別法人	所得割の税額	81%	
電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割の税額		

▼ 申告納付期限の延長について

〈事業税〉

災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないとき、又は会計監査人の監査を要する等の理由により決算が確定しないときは、「申告書の提出期限の延長承認申請書(一)又は(二)」を提出して申告納付期限の延長を受けることができます。

〈県民税〉

会計監査人の監査を要する等の理由により決算が確定しないことによって法人税において延長の処分があった場合は、「法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書」により届出をしてください。

なお、「申告書の提出期限の延長の承認申請書(二)」、「法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書」は、延長の処分の取消し又は変更がない限り、処分に係る事業年度以降有効です。

〈提出期限〉

詳しくは、最寄りの県税事務所にお尋ねください。

▼ 事業税の課税免除等について

過疎地域、半島地域、指定工業等導入地区又は離島地域内において一定の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合で一定の条件に該当すれば、総務省令で定めるところにより計算した額の事業税の課税免除又は不均一課税の規定の適用があります。

▼ 申告書様式に関する注意事項

- 1 申告書はなるべくボールペンで記載してください。
- 2 「翌期の中間申告の要否」欄は必ず記載してください。

▼ 御不明の点があれば、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

県税事務所名	所在地	電話番号
岩国	〒740-8516 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1504
柳井	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	(0820) 23-2121
周南	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834) 33-6416
防府	〒747-0801 防府市駅南町13-40	(0835) 23-3111
山口	〒753-0064 山口市神田町6-10	(083) 925-3111
宇部	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	(0836) 21-2111
下関	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	(083) 223-7191
萩	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	(0838) 25-3111